資産等報告公表

政治倫理審査会が意見書提出

町長室で黒土孝司町長に意見書を提出する加藤髙弘会長㊨

町長や議員などの資産等報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が行われ、9月4日に審査会の加藤髙弘会長が黒土町長に意見書を提出しました。その内容と資産報告の状況をお知らせします。

資産等報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例（以下「条例」）第4条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長（以下「町長等」）の3名及び町議会議員（以下「議員」）18名の計21名は、1月1日現在の内容を記載した資産等報告書を町長等は町長に、議員は議長に5月31日までに提出した。

2 町長等の配偶者及び扶養又は同居の親族（以下「配偶者等」）5名及び議員の配偶者等21名の報告書も期限までに提出された。

資産等報告書の提出者

総計47人（令和6年6月13日現在）

1 提出義務者（町長等3人・議員18人）計21人

2 配偶者（町長等の配偶者3人・議員の配偶者13人）計16人

3 扶養または同居の親族（町長等の扶養または同居の親族2人・議員の扶養または同居の親族8人）計10人

審査方法

1 資産等報告書に記載された内容と証明書類が合致しているか、証明書類と照らし合わせ確認した。

2 各項目における前年との違いを明確にするため、報告書記載内容の一覧表を作成し昨年度との比較審査を行った。

3 資産等報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等については当該報告義務者に照会し回答を求めた。

審査結果

記載漏れ等については修正を行ってもらい、審査を行った結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。

指摘事項

1 資産等報告書の記載事項について、記載漏れや修正箇所が多数ある報告者がいることから、記載内容については間違いないように努めてもらいたい。また、報告書の記載にあたっては、政治倫理条例施行規則（以下「規則」）第4条の申告書記入方法に従い、税資料等を参考に審査が容易に行えるよう、順序を揃え、誰が見てもわかるような報告書の記入をお願いしたい。

2 資産等報告書における資産の報告について、条例施行規則第4条第1項第1号に「50万円未満の資産は記入不要」である旨が定められているため、報告の簡素化に努めてもらいたいが、本規定は、条例第5条第1号に列記されるアからサまでの各資産において合計が50万円以上となる場合については、当該資産において合計が50万円未満の事項もすべて記入を要する点に注意されたい（ただし、「オ動産」、「ケ 貸付金及び借入金」及び「コ 保証債務」については各列記の規定により、1件（同1人）につき50万円以上の事項のみを記入すればよい）

3 不動産における土地・建物の報告について、所有する建物に係る土地の所有を明確に整理し、照会を求めた場合には速やかに報告すること。

むすび

1 最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例は無かった。当審査会の多岐にわたる照会に対して迅速に回答していただいた報告義務者各位に感謝申し上げたい。

2 提出義務者は、行政や議会の透明性と公平性を確保し、町民の信頼を高めるためにも指摘事項に留意し、審査において重要な資料となる各種証明書類の添付により、引き続き正確な記載の努力をされたい。

3 ここ数年の指摘事項として、預貯金を証明する書類については、通帳の写しではなく金融機関発行の残高証明書の添付を求めていたところであるが、今年度は残高証明書が適正に添付されており、引き続き、証明書の添付をお願いしたい。

4 資産等報告書は、町民であれば町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者数は極めて少ない状況である。当審査会は、より多くの人に報告書をみていただくため、町広報紙等により報告書の閲覧を促すよう掲載を求める。

70歳以上のひとり暮らしの皆さまを対象に

「在宅高齢者相談支援係職員」が訪問いたします。

福智町では、町が委託している**在宅高齢者相談支援係**によるひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯のかたがたの総合的な相談対応、支援に取り組んでいます。また、**70歳以上のひとり暮らしの皆さま**のご家庭を訪問し、相談対応や介護予防を含む各種保健福祉サービスについての情報提供などを行っています。在宅高齢者相談支援係は、町内3箇所で活動していた福智町在宅介護支援センターを令和5年4月より1箇所に統合し、福智町地域包括支援センター内に設置しています。日常生活上の心配ごとや健康状態などについてお気軽にご相談ください。（※相談は無料です）

訪問の対象となるかた

福智町内に住んでいる70歳以上でひとり暮らしをされているかたを対象に見守り訪問を行っています。

「私たちが訪問します。」

私たちは、町内に住む高齢者のかたが安心して在宅生活を継続していくことを目的に在宅高齢者相談支援係職員の3人で見守り訪問を行っています。訪問の際は、体調確認や介護に関する相談、日常生活での困ったことをお聞きしたり、皆さまの状態を把握して、手助けなどを行っています。（※職員は常に名札を着用しています）

↑写真㊧中野（なかの） 暢子（ながこ）さん　写真㊨辻（つじ） 亜希奈（あきな）さん　柴田（しばた） 博子（ひろこ）さん

【お問い合わせ】

在宅高齢者相談支援係（福智町地域包括支援センター内）

住所：福智町金田1272番地1　☎0947-22-9595

福智町役場 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係

住所：福智町金田937番地2　☎0947-22-7762